第１４号様式（第８条関係）
（その１）

収支報告書（平成２６年分）

（平成　年　月　日開催パーティー分）

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☑ を入れること。

＊１～４は提出日現在の内容を記入

	ふりがな	
1 政治団体の名称	ぜいりしによる　やまもといちたこうえんかい 税理士による山本一太後援会	
2 主たる事務所の所在地	前橋市大手町三丁目３－１　群馬県中小企業会館内	
3 代表者の氏名	嶋方　菊司	
4 会計責任者の氏名	今井　輝一	

（受付印）

群選
27.5.15
第　号
収受

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- 政治資金団体
 - 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 - ☑ その他の政治団体（資金管理団体を含む）
 - ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

今井　輝一

（電話連絡先）

027-233-1333

（選管使用欄）

番号
3323

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有　☑ 無

＊以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類（選挙区等）　（現・候）

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

＊国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　山本　一太

公職の種類（選挙区等）　参議院議員　（現・候）

資金管理団体の指定の期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

＊年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	A=B+C	330,000
（前年からの繰越額）＊前年の収支報告書から転記	B	120,000
（本　年　の　収　入　額）	C	210,000
支　出　総　額	D	100,000
翌年への繰越額	E=A-D	230,000

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費　＊会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上

金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2) 寄　附　＊本部・支部間の交付金は含まれない→（その５）に計上

ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附		（その７）に内訳を記載
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附		（その７）に内訳を記載
(ｳ) 政治団体からの寄附	120,000	（その７）に内訳を記載
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	120,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）		（その８）に内訳を記載
イ　政党匿名寄附		（その９）に内訳を記載
合　計　（ア ＋ イ）	120,000	

政党（支部を含む）及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
国政報告会	85,000	平成26年11月15日　ホテルメトロポリタン高崎
この頁の小計	85,000	政治資金パーティーを開催した場合は、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。また、収入金額が1,000万円以上の場合は（その１０）、１つのパーティーにつき、同一の者が２０万円を超えてパーティー券を購入した場合は（その１１）を作成すること。
合　　計	85,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計		１件あたりの金額が１０万円以上の場合は個別に記載し、１０万円未満の場合は一括して合計額を「１件１０万円未満のもの」に記載すること。
１件１０万円未満のもの	5,000	
合　　計	5,000	

（その７）

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分（該当するものに○）	1. 個人　2. 法人・その他の団体　(3). 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年	月	日	住所（又は所在地）		職業（又は代表者の氏名）	備考
群馬県税理士政治連盟	120,000	26	11	15	前橋市大手町三丁目３－１		狩野要一	
この頁の小計	120,000							
その他の寄附								
合計	120,000							

同一者（団体）からの寄附の合計が年間５万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。
５万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。
遺贈によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その１３）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目			金額	備考 うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出（再掲）※	備考
1 経常経費	(1) 人件費				
	(2) 光熱水費				
	(3) 備品・消耗品費				
	(4) 事務所費				
	小計（経常経費の計）				
2 政治活動費	(1) 組織活動費		100,000		
	(2) 選挙関係費				
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア～エの計）				ア～エの計を記載
		ア 機関紙誌の発行事業費			
		イ 宣伝事業費			
		ウ 政治資金パーティー開催事業費			
		エ その他の事業費			
	(4) 調査研究費				
	(5) 寄附・交付金				
	(6) その他の経費				
	小計（政治活動費の計）		100,000		
合計			100,000	※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、（その１６）本部・支部間の交付金支出の内訳と対応	

（その１５）

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費　(2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費　イ.宣伝事業費　ウ.政治資金パーティー開催事業費　エ.その他の事業費 (4)調査研究費　(5)寄附・交付金　(6)その他の経費 （ 行事費 ）←項目別区分(小分類) を記入（その１３裏面又は要領参照）

支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
飲食代金	100,000	26	11	15	ホテル メトロポリタン高崎	高崎市八島町２２２	

この頁の小計	100,000
その他の支出	
合計	100,000

１件当たり５万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）
←１件当たり５万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあっては、１件当たり１万円以下の支出）を合計した額を記入。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

１　資産等の総括表

＊すべての項目について「有」又は「無」に ☑ を入れること。

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

＊「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その１８）に記載すること。

（その２０）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

＊添付したものに ☑ を入れること。

☑ 1　領収書等の写し

☐ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 27 年 5 月 15 日

政治団体の名称	税理士による山本一太後援会
会計責任者の氏名	今井 光輝一 ㊞

＊代表者については解散年分のみ必要（通常は不要）

代表者の氏名	㊞

＊解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体指定取消届」（資金管理団体のみ）も同時に提出すること。

政治資金監査報告書

平成２７年５月１２日

税理士による山本一太後援会
代表　鳴方　菊司　殿

登録政治資金監査人　加藤 真一

登　録　番　号　第５８０号
研修修了年月日　平成２０年１０月１０日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、税理士による山本一太後援会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、税理士による山本一太後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて、支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

税理士による山本一太後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による山本一太後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上